

## 第71表 風俗関係事犯の

(単位 件)

(1) 業種別行政処分件数

業 種	令 和 4 年	令 和 3 年	前 年 比
<b>総 数</b>	<b>123</b>	<b>126</b>	<b>△3</b>
<b>風 俗 営 業</b>	<b>104</b>	<b>115</b>	<b>△11</b>
接 待 飲 食 等 営 業	96	112	△16
料 理 店 等	-	2	△2
社 交 飲 食 店 等	96	110	△14
低 照 度 飲 食 店	-	-	-
区 画 席 飲 食 店	-	-	-
遊 技 場 営 業	8	3	5
マ ー ジ ャ ン 店	5	3	2
パ チ ン コ 店 等	1	-	1
ゲ ー ム セ ン タ ー 等	2	-	2
<b>性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 等</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>
店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1	2	△1
個 室 付 浴 場 業	-	1	△1
フ ァ ッ シ ョ ン ヘ ル ス 営 業	-	-	-
ス ト リ ッ プ 劇 場 等	-	1	△1
モ ー テ ル ・ ラ ブ ホ テ ル 等	1	-	1
ア ダ ル ト シ ョ ッ プ 等	-	-	-
出 会 い 系 喫 茶 営 業	-	-	-
無 店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1	-	1
派 遣 型 フ ァ ッ シ ョ ン ヘ ル ス 営 業	1	-	1
ア ダ ル ト ビ デ オ 等 通 信 販 売 営 業	-	-	-
映 像 送 信 型 性 風 俗 特 殊 営 業	-	-	-
店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業	-	-	-
無 店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業	-	-	-
そ の 他	-	-	-
<b>特 定 遊 興 飲 食 店 営 業</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>△1</b>
ナ イ ト ク ラ ブ 等	-	1	△1
そ の 他	-	-	-
<b>飲 食 店</b>	<b>15</b>	<b>8</b>	<b>7</b>
深 夜 酒 類 提 供 飲 食 店	15	7	8
そ の 他 の 深 夜 飲 食 店	-	1	△1
そ の 他 の 飲 食 店	-	-	-
<b>そ の 他</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>

注 指示処分を除く。

数値：保安課

# 行政処分件数

(2) 違反態様別行政処分件数

(単位 件)

違反態様	令和4年	令和3年	前年比
<b>総数</b>	<b>123</b>	<b>126</b>	<b>△3</b>
<b>風営適正化法、同法施行条例</b>	<b>103</b>	<b>103</b>	<b>-</b>
無許可風俗営業	10	4	6
無承認構造変更	1	-	1
年少者の使用	-	-	-
年少者の立入らせ	-	1	△1
未成年者に酒類提供	1	-	1
名義貸し	-	1	△1
届出義務不履行	-	-	-
時間外営業	19	20	△1
客引き	20	17	3
卑わい行為	52	59	△7
無届営業	-	-	-
その他	-	1	△1
<b>風営適正化法第8条(取消し)</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>△7</b>
<b>その他の法令</b>	<b>18</b>	<b>14</b>	<b>4</b>
わいせつ	2	3	△1
賭博	2	-	2
売春防止法	-	1	△1
児童福祉法	2	-	2
出入国管理及び難民認定法	1	1	-
その他	11	9	2

特別法犯

71表